

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農業経営収入保険加入支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	近年多発する自然災害において、農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えるため、佐渡市では経営継続に向けた支援事業として、収入保険加入者の保険料を支援する。
補助事業者	農業者、農業者団体等
補助対象経費	責任開始日とする交付対象者が負担した保険料及び付加保険料を支援
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	農業者が収入保険に加入する際に負担する保険料等のうち保険料及び付加保険料について、1年目2万円、2年目1万円を上限とし、保険料及び付加保険料の合計額と比較し、いずれか低い額を補助
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	営農継続に向けた支援
補助率等	農業者が収入保険に加入する際に負担する保険料等のうち保険料及び付加保険料について、1年目2万円、2年目1万円を上限とし、保険料及び付加保険料の合計額と比較し、いずれか低い額を補助
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	収入保険加入者の増 300人
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	【現状値】205人 → 【目標値】300人 ※NOSAI佐渡支所情報提供による
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和10年9月30日
補助終期	令和11年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	早期加入を促進するため、2年を限度として5か年実施するもの
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 関係団体、関係農家や集落等に周知
事業担当 （担当部署） （電話番号）	農林水産部農業政策課生産振興係
	0259-63-5117